

[原著論文]

社会的養護における外国ルーツの子どもへの支援の課題

谷口 純世

Present Issues of Support for Children with Foreign Backgrounds in Social Child Care

Sumiyo Taniguchi

社会的養護では、子どもの家庭環境、人生における体験、子ども自身の特性、子どもや家庭への支え手の有無や、支援の内容と程度などに応じて、一人ひとりの子どもに適した支援が必要とされる。そのうえで、外国ルーツの子どもには、外国ルーツであることに関連する問題や課題への支援もあわせて求められる。しかし、社会的養護における外国ルーツの子どもに関する研究は少なく、どの社会的養護施設等においても等しく外国ルーツに関する支援が展開されているとは言えない。

子どもは、外国ルーツであることによって、社会的養護事由に加え、在留資格、自分のアイデンティティ、ルーツのある外国の言語・文化・宗教、家族員との関係、外国人コミュニティや親族との関係、就学、学力、進路など、さまざまな悩みを抱えることがある。自分の存在自体に関わることからであるがゆえに、自己肯定感や自身の存在への疑問、差別や特別視からくる疎外感を感じることもある。

また、社会的養護においては、子どもの権利を守り、子どもが日々安心して暮らすことができる支援を提供することは重要である。同時に、施設等における生活や、日本の文化や風習、生活に同化させてしまうことに終始するのではなく、子どものルーツを尊重したかかわりが求められるという難しさもある。

本論文は、こういった問題意識をもとに、社会的養護における外国ルーツの子どもへの支援の課題について、文献研究により考察した。この結果、①子どもの権利擁護への意識の醸成、②子どもと家庭の個別性への意識の醸成、③子どもと家庭の脆弱性への意識の醸成、④子どもの現在と将来をつくる支援づくり、⑤ルーツのある外国についての学びの継続、⑥子ども自身の視点の尊重、という支援において必要な6点の課題が明らかとなった。

Key Words : 社会的養護、外国ルーツ

Social Care, Children with foreign backgrounds

1. 研究目的・方法

1) 研究の背景と目的

社会的養護を必要とする子どものうち、外国ルーツの子どもへは、社会的養護ニーズへの対応に加えて、外国ルーツであることによるニーズへの対応も必要となる。たとえば、生まれも育ちも日本であり自身のルーツについて考えたこともない子どもへの対応と、外国ルーツであることを知っており、家庭や親族、友人知人等との交流のなかで外国の言語や文化に触れる機会があった子どもへの対応は異なる。また、外国ルーツの保護者との関係が切れてしまっている子どもへの対応も異なる。このように、一人ひとりの置かれてきた・置かれている状況に応じた支援づくりが求められる。南野(2022:53)が「子どもの場合、いずれのケースであっても自らの意思で選んだ移動ではありません」と指摘しているように、子どもにとっての移動は、大人が選んだことにともなう結果であり、社会的養護に置かれることと同様、外

国ルーツであるということは、子ども自身の選択の結果ではない。だからこそ、自分のルーツを理解し、それにとりまな課題を明らかにすることが、社会的養護に至った事情に対する支援に加えて必要とされる。その際、支援に携わる支援者が、日本の生活様式や地域社会、日本の社会的養護に子どもを適応させることに終始するのではなく、社会的養護の支援を提供しながら、子どもに応じて、外国ルーツであることから派生する課題にもとりくんでいくことのできる環境をつくることが重要である。

このような問題意識に基づき、本論文では、社会的養護における外国ルーツの子どもの現状を明らかにするとともに、文献研究によって、その課題を整理することを目的とする。

2) 研究方法

本研究は、社会的養護における外国ルーツの子どもについて、文献研究により考察する。文献は、CiNee Researchにより、表1のように、8種類の語彙の組み合わせから検索した（2023年8月16日検索）。

表1 検索語彙と検索結果

社会的養護			子ども		児童養護		児童相談所
外国ルーツ	外国籍	外国・子ども	外国ルーツ	外国籍	外国	多文化	外国
2件	6件	16件	52件	237件	23件	6件	22件

筆者作成

表2 社会的養護における外国ルーツの子どもに関する文献

No.	著者	発行年	文献のタイトル
1	荒巻重人ほか	2022	外国人の子ども自書—権利・貧困・文化・国籍と共生の視点から（第2版）
2	小豆澤史絵ほか	2020	社会的養護下にある外国籍の子どもたちへの支援と課題
3	馬場幸子	2012	米国Latino移民と社会的養護下にいるLatinoの子どもへの支援の現状と課題—日本における在日外国人への児童福祉サービス体制改善への示唆
4	深田章子・大矢智子	2022	日本語教育と共に始めるべき支援—急増する外国ルーツの子どもの問題を考える
5	花崎みさを	2000	外国籍・無国籍児の実態と課題
6	花崎みさを	2000	子ども・家庭・地域 外国籍・無国籍の子どもの支援方法とその課題
7	保科寧子	2020	支援に困難を感じる外国人の相談援助事例からみた生活課題調査
8	石井香世子・小豆澤史絵	2019	外国につながる子どもと無国籍—児童養護施設への調査結果と具体的対応例
9	厚生労働省	2021	児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究報告書
10	松島京	2019	社会学からの政策研究へのアプローチ
11	南野奈津子	2022	外国ルーツの子ども家庭を支える（第1回）「外国ルーツの子ども家庭」とは？
12	南野奈津子	2022	外国ルーツの子ども家庭を支える（第2回）「トランスナショナル」な生活者
13	南野奈津子	2022	外国ルーツの子ども家庭を支える（第3回）外国ルーツの子ども家庭と格差
14	南野奈津子	2023	外国ルーツの子ども家庭を支える（第4回）在留資格
15	南野奈津子	2023	外国ルーツの子ども家庭を支える（第5回）外国ルーツの子どもや保護者が直面する「壁」
16	南野奈津子	2023	外国ルーツの子ども家庭を支える（第6回）外国ルーツのヤングケアラー
17	南野奈津子	2023	外国ルーツの子ども家庭を支える（第7回）日本語支援をめぐる現状と支援の展望
18	長棟李奈	2019	現場実践レポート 児童養護施設で暮らす外国籍の子どもへの支援
19	長棟李奈	2021	外国ルーツの子どもへの社会的養護
20	尾崎慶太	2013	児童の権利に関する条約からみた外国籍児童の要養護問題と児童相談体制の課題
21	鈴木ゆみ	2016	児童養護施設の外国にルーツのある子どものトラウマ症状に関する研究—海外在住経験のある子どもの文化移行プロセスと主観的経験との関係に注目して
22	鈴木ゆみ	2017	児童養護施設職員が多文化パーソナリティが異文化間感受性に与える影響—文化的コンピテンス教育プログラムへの示唆
23	田中良幸	2010	児童相談所が持つべき多文化社会コーディネイト機能—ソーシャルワーク実践におけるニューカマー家庭の支援事例を通して

筆者作成

表1の検索結果のうち、重複を除いたうえで、社会的養護における外国ルーツの子どもに関する調査報告書、書籍、論文、研究ノート、実践レポート（社会的養護に直接言及はしなくとも、社会的養護における外国ルーツの子どもが直面する課題についての言及があるものも含む）を抽出し

たところ、24件の文献が本研究の内容に関連していた（うち、入手不可能は2件であった）。また、上記検索結果以外から、1件の関連書籍もあった。表2に示すこれら23件の文献から、社会的養護における外国ルーツの子どもの課題について述べていくこととする。

2. 日本における外国ルーツの子どもの現状

1) 「外国ルーツの子ども」とは

田中（2021：16）は「海外ルーツの子ども」について、明確な定義がなされていないと指摘したうえで、「①外国籍である、②日本国籍（または二重国籍）だが、保護者のどちらかが外国出身者である、③国籍はないが、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である、④海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない、といった範囲を含み、主に子どもや若者年齢について表すことが大半」であると述べている。また、南野（2022：54）は「外国にルーツをもつ子ども」を、「居住国（日本）以外の文化ルーツをもち、さまざまな人種、民族、言語などの背景をもつ18歳未満の子ども」と定義している。厚生労働省（2021）の調査においては、「外国籍等」の子どもを「①子どもが外国籍、無国籍であること。②子どもが日本国籍であっても、父母（保護者）の両方またはいずれかが外国にルーツをもっていること」の①、②のいずれかに該当する子どもであるとしている。

このように、統一された語彙と定義にはなっていないが、外国ルーツの子どもが多様な背景をもっていることから、本研究では、「外国ルーツの子ども」について、田中（2021：16）による上記の①～④にあたる定義を使用することとし、年齢については児童福祉法において「児童」と定義されている18歳未満を「外国ルーツの子ども」として考えることとする。

2) 日本における外国ルーツの子どもの現状

法務省（2023）によると、2022年12月末現在の在留外国人数は3,075,213人と、過去最高を更新している。地域別に見ると、東京都596,148人（19.4%）、次いで愛知県286,604人（9.3%）、大阪府272,449人（8.9%）と続く。在留外国人のうち、19歳以下¹は363,471人となっており（表3）、うち無国籍が125人である。

表3 19歳以下の在留外国人数

	男性	女性	その他	計
0～4歳	47,707	44,987	0	92,694
5～9歳	46,632	44,179	0	90,811
10～14歳	40,382	37,694	0	78,076
15～19歳	52,498	49,392	0	101,890
19歳以下 合計				363,471

出典：法務省（2023）在留外国人統計より改変

19歳以下の在留外国人を国別で見ると、中国がもっとも多く111,137人、次いでブラジル44,379人、ベトナム40,067人、フィリピン37,161人と続いている（表4）。

¹ 本論文で「外国ルーツの子ども」の年齢を児童福祉法の児童の定義に揃え18歳以下とする旨前述しているが、当調査の年齢区分が表2のとおりであるため、19歳以下について述べている。

表4 国籍別の19歳以下の在留外国人数（上位10か国）

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	計
中国	25,604	32,902	25,200	27,431	111,137
ブラジル	8,821	11,156	12,375	12,027	44,379
ベトナム	15,375	6,873	3,350	14,469	40,067
フィリピン	8,443	8,884	9,621	10,213	37,161
韓国	4,142	6,225	7,563	8,920	26,850
ネパール	7,798	3,349	2,885	5,578	19,610
ペルー	1,793	2,402	2,840	3,188	10,223
インド	2,644	2,556	1,749	1,140	8,089
インドネシア	1,849	1,365	728	3,232	7,174
パキスタン	1,563	1,585	1,401	1,379	5,928

出典：法務省（2023）在留外国人統計より改変

しかし、これらは外国ルーツの子どものうち、在留資格のある人々であり、外国ルーツを持つが日本国籍である子どもや、不法滞在等により出生届が提出されなかったという状態にある子どもを把握することは困難である。このため、日本で暮らす外国ルーツの子どもはさらに多いといえる。また、不安定な生活環境や就労環境によって、貧困に直面している家庭の割合も高い²。

外国ルーツの子どもの中には、日本語を不自由なく使うことができる子ども、日本語教育が必要な子ども、母語の理解が十分でない・理解できない子どもなど、一人ひとりの生育歴や移動歴、家庭での使用言語などによって、言葉に関する状況は異なっている。子どもが置かれている状況によって、就学の有無や、学力の遅れにつながることも少なくはなく、文部科学省（2023）によると、2022年度において不就学の可能性があると考えられる外国人の子どもは、8,183人であった。この子どもたちに対する就学状況の把握や就学促進のとりくみをおこなっているかどうかについても、2022年度では53.0%の地方公共団体が「特に実施していない」と回答している。

日本では、日本国籍をもつ子どもには就学義務があるが、外国籍の子どもについては、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合、日本人の子どもと同様に受け入れ、教育を受ける機会が保障されている。しかし、これはあくまでも希望によるものであるため、保護者や子どもが希望しない場合や、希望できない状況にある場合には、その機会すらない。これは、児童の権利に関する条約第28条における、教育を受ける権利にかかわる問題である。前述したように、外国ルーツであることは、子どもが選んだことではない。外国ルーツであるという事情で、子どもに教育を受ける権利が保障されないということがあってはならない。また、文部科学省（2022）によると、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況は、増加の一途をたどっているという課題もある（表5、表6）。

さらに、NHKオンライン（2022）で指摘された、日本の小中学校の特別支援学級で学ぶ外国人の子ども割合の高さについても、その真偽の精査が必要である³。日本語によるIQ検査や、日本の文化を理解していることを前提とした設問などによって、一人ひとりの子どもに適した学校教育の選定自体に間違い

² 宮島（荒牧ほか2022：5）は、非正規雇用の割合の高さや、少なくないひとり親世帯などを背景として、貧困世帯の割合が日本人世帯より高いと推測している。また、19歳以下の外国人の生活保護受給世帯人員が少なくないこと、生活保護を受給できない外国人がいることへの懸念についても述べている。

³ NHKオンライン（2022.2.28.）日本人と外国人に“2倍”の差 いったい何が？。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220228/k10013490711000.html>

がないかを確認することは、子どもの現在のみではなく、学業の継続や進路選択など、その後の将来にも影響する重要なことからである。

表5 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数（公立学校在籍児童）

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度
小学校	19,504	18,365	17,154	18,884	22,156	26,316	31,189
中学校	7,576	8,012	7,558	7,809	8,792	10,260	11,280
高等学校	1,365	1,980	2,137	2,272	2,915	3,677	4,292
義務教育学校					159	184	339
中等教育学校	32	22	24	56	52	41	66
特別支援学校	98	132	140	177	261	277	453
合計	28,575	28,511	27,013	29,198	34,335	40,755	47,619

出典：文部科学省（2022）日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果より

表6 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数（公立学校在籍児童）

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度
小学校	3,593	3,956	4,609	5,899	7,250	7,669	7,550
中学校	1,072	1,257	1,240	1,586	1,803	2,071	2,376
高等学校	197	244	273	332	457	495	516
義務教育学校					23	42	77
中等教育学校	16	13	17	31	19	42	86
特別支援学校	17	26	32	49	60	52	83
合計	4,895	5,496	6,171	7,897	9,612	10,371	10,688

出典：文部科学省（2022）日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果より

また、2020年度の高校等を卒業した子どもの進路についても、日本語指導の必要な子どもの進学率は全国平均と比較して低く、進学も就職もしていない子どもの割合や、高等学校等の中退率、就職者の非正規就職率は高くなっている（表7）。子どもが大人の選択によって、人生において不利益を被ることがないように、こうした子どもへの支援も急がれる。文部科学省は、2019年に公布・施行された日本語教育の推進に関する法律第10条第1項に基づいて、2020年に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定しており、近年、外国人が多く居住している地域において、外国ルーツの子ども等を対象とした中高一貫校や夜間中学などが検討・整備され始めている⁴。各教育機関における教育の量と質の向上とともに、学力の遅れや何らかの事情により十分な教育を受けることができなかった外国ルーツの子どもたち・人々に、教育を受ける権利を保障するとりくみの充実が急務である。

一方で、子どもを育てる外国ルーツの保護者の日本語力不足による問題もある。生活、学校、行政サービス、医療などに関して、子どもの通訳に頼らなくても良いよう、また、保護者の就労や、日本語能力が

⁴ 愛知県ホームページ（最終閲覧日2023年9月29日）知事会見 県立夜間中学の追加設置及び外国にルーツのある生徒を対象とした中高一貫校の導入について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/yatyukisya1.html>

名古屋市ホームページ（最終閲覧日2023年9月29日）市立夜間中学の設置について

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000163859.html>

向上していく子どもと保護者の関係性の維持が円滑にできるよう、保護者の日本語教育の充実、つまり子どものみではなく子どもの家庭への支援の拡充も必要である。

表7 日本語指導が必要な中学生等および高校生等の進路（令和2年度卒業生）

【中学生等】	進学率	就職率	進学も就職もしていない者の率	
日本語指導が必要な中学生等	89.9%	2.4%	5.0%	
全中学生等	99.2%	0.2%	0.6%	
【高校生等】	中退率	進学率	就職者における非正規就職率	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	6.7%	51.8%	39.0%	13.5%
全高校生等	1.0%	73.4%	3.3%	6.4%

出典：文部科学省（2022）日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果を改変

3. 社会的養護における外国ルーツの子どもの現状

前述した外国ルーツの子どもの状況からは、外国ルーツであることによる国籍や在留資格の問題、貧困、家族員や子ども自身の言語能力の問題、就学や学力の問題、進路に関する問題などの可能性があることが明らかであった。社会的養護を必要とする外国ルーツの子どもは、社会的養護事由をあわせもつ子どもである。

前述の23件の文献のなかで、社会的養護における外国ルーツの子どもの現状に関する指摘は、①子どもの権利、②子どもによる状況の違い、③子ども自身への影響、④日本への適応、⑤学力・学校、⑥母国の言語・文化、⑦子どもの将来、に関する7点にまとめることができる。

1) 子どもの権利

子どもの権利については、文化の違いによる虐待に関する意識の相違、虐待につながりやすい家庭環境、教育などについて、特に指摘されている。

虐待に関する意識の相違については、尾崎（2013：11）が「子どもに甚大な影響を与える虐待問題に関しては、国特有の価値観や伝統的思考、宗教観などの違いからしつけと認識している場合がある。」と述べたうえで、子どもの権利が侵害されているのであれば、虐待と認識すべきであると指摘している。たとえ保護者の母国で「しつけ」として行われている行為であっても、児童の権利に関する条約の批准国である日本では、「子どもの権利侵害」を単なる文化の違いと認識してはならない。文化の違いとして看過するのではなく、児童の権利に関する条約の批准国の責任として、子どもの権利擁護を最優先とする対応が求められる。

文化的な意識による違いとしては、岡崎（荒牧ほか2022：96）による「母国の文化が「年長の子どもが年少の子供の面倒を見る」という場合、親が仕事に行っている間、年長の子どもが年下のきょうだいの面倒を見るために登校できなくなったケースがあった。児童相談所からすれば、親が子どもをきちんと登校させないというのはネグレクトに該当するのだが、それが問題であることは親にはなかなか理解してもらえなかった（親は「私の国ではこれが当たり前」と主張した。）」との指摘もあり、家事や、幼いきょうだい・病人の世話などを、子どもが担って当然であるという意識による子どもの権利侵害もある。しかし、近年ヤングケアラーが社会問題化しているように、子どもは自身の子ども期を生きる権利があり、大人にはそれを保障していく責任がある。こういった場合、子どもが家族のケアを担わなくとも良いよう、適切なサービスに確実につなげる体制づくりが求め

られる。

また、子どもたちの経験してきた虐待の問題もある。厚生労働省（2021：150）では「子どもたちは、母親のDV被害を目撃する、もしくは直接虐待を受け施設入所に至っているという現実があること、すなわち、ここでいう「家族問題」を抱えているのである。」と述べられており、南野（2022：56）も東京都の児童相談所での相談対応件数について、「外国人ケースは全体の約7%を占めています。外国人の総人口における率はこの数年2.3%前後であることを考えると、外国人は日本人よりも児童虐待の問題を抱えやすい状況もうかがえます。」と指摘している。田中（2010）や保科（2020）も、外国籍の保護者による虐待ケースを紹介している。厚生労働省（2021：150）が述べている、虐待による子どもの自己肯定感等への影響への関連は、看過できない問題である。

さらに、教育も非常に重要な子どもの権利である。丹羽（荒牧ほか2022：109-110）は、「教育と学習は、人間存在にとっての本源的な構成要素であり、教育を受ける権利もまた普遍的な基本的人権として保障されるべきものである。教育を受ける権利の性質が、人間存在にとっての基盤となる本源的な権利であることからすれば、国籍のいかんを問わず、「すべての者」に保障される権利であり、この権利の実効確保のための就学義務が課されることも普遍的価値である。」と述べており、外国ルーツであるか否かを問わず、教育は保障されるべきものであると指摘している。また、教育を保障するだけではなく、松島（2019：30）は「外国人の子ども」といっても、子どもと保護者の生活状況もニーズも異なる。そして、このことはもうひとつ、子どもたちの日本社会への適応を求めものとなりがねないという危険性もはらむ。」と個々の子どものニーズへの視点の重要性と、「子どもの教育の権利を保障するには、教育環境を充実させるだけではなく、子どもとその家族も支援するという視点が必要となる。」と、子どもに密接に関係している家庭への視点も重視すべきであると指摘している。

ほかに、岡崎（荒牧ほか2022：95）による、非正規滞在の子どもの医療や福祉サービスの提供の困難性の指摘などもあり、外国ルーツの子どもがいかに権利侵害にさらされやすい状況にあるかは明らかである。

2) 子どもによる状況の違い

子どもによる状況の違いについては、在留資格の有無やその状況による制限および個々のニーズの存在、子どもの問題とされることの要因の判断の難しさが、特に指摘されている。

在留資格の有無やその状況による制限については、小豆澤ほか（2020：5）が「在留資格がなければ仕事もできず、携帯電話をもつことも、家を借りることも、銀行口座を開くことも、健康保険に加入することもできない。（中略）高等学校に入ると、施設の子どもの多くがアルバイトをする中、在留資格がなければ当然アルバイトもできない。また、施設にいる間に不祥事を起こしてしまえば、在留資格の申請・更新の支障となる。」と、社会的養護において子どもたちが直面する制限について指摘している。

小豆澤ほか（2020：8）はまた、制限があったり、自分が外国ルーツであることを意識していない子どももいたりすることから、「外国籍の子どもの自立支援計画には、国籍の取得と在留資格の申請、更新計画を明記し、いつ、どのタイミングで子どもたちに情報を共有していくか、綿密に計画を立てる必要がある。」と社会的養護事由にあわせ、外国ルーツの子どもへの支援の特性について述べている。子どもによって、在留資格の有無や国籍の有無、それまでのルーツのある外国とのつながりの有無や程度、家庭環境、双方の国の言語や文化の理解度、受けられる医療や福祉のサービスなど、一人ひとり異なっている。その違いからくる影響も、求められる支援も異なる。このため、「外国ルーツの子ども」と一括りにするのではなく、一人ひとりの子どもの状況とニーズを正確に把握し、措置解除後の生活を見据えた支援計画を作成、実行していく必要がある。また、厚生労働

省（2021：156）で述べられているように、一人ひとり異なり、複雑であるからこそ、「どういう経緯で親が日本に来て、その過程で何があって施設に入所するに至ったのかを本人が知ることも必要な支援」だと言える。

子どもの問題とされることの要因の判断の難しさとしては、品川（荒牧ほか2022：64）が「落ち着きのなさが、日本語が理解できないことによるものなのか、家庭での生活によるものなのか、あるいは発達の遅れによるものなのか、判断が難しいことも多い。」と述べている。前述の特別支援学級で学ぶ外国ルーツの子どもの割合の高さからも、社会的養護にある外国ルーツの子どもの問題とされることの要因は、個々の子どもの生活歴を含め丁寧にアセスメントし、支援に反映していく必要がある。

3) 子ども自身への影響

子ども自身への影響については、外国ルーツの子どもの抱える葛藤や苦しみが指摘されている。長棟（2021：27）が児童養護施設における支援から「外国籍の親から生まれた子どもたちは、私たちが想像する以上に周りの子どもたちとその家庭環境を自分自身の境遇と比べ、葛藤のなかで生きているのだということを理解しておきたい。」と指摘しているように、外国ルーツの子どもたちは、外国ルーツであるということを社会的養護のなかでとらえなければならず、そのことによって二重の葛藤や苦しみをもち可能性がある。外国ルーツの子どもの苦しみについて、鈴木（2016：82）が国内外の研究を踏まえた上で「一般家庭児よりもトラウマ症状傾向の得点が高い児童養護施設児童の中でも、とくに海外在住経験のある子どもの解離の得点の高さを示しているといえる。」と、移動を経験してきた子どものトラウマ症状に留意する必要性を指摘している。また、厚生労働省（2021：150）においては、言葉によるコミュニケーション上の困難さ、文化や風習の違いなどによる、アイデンティティ形成の課題や孤立感といった問題、それが他の問題へと連鎖していく可能性についても指摘されている。どれもが、子ども自身の存在にかかわる大きな問題であることから、社会的養護における外国ルーツの子どもが抱えるそれぞれの苦しみに、日頃から耳を傾け、子どもが疑問や苦しみを表出しやすい環境を意識的に作っておく必要がある。

孤立感といった苦しみは、子ども自身の家庭の中でも起きることを、岡崎（荒牧ほか2022：95）が「外国人の親は母国語で、日本で生まれ育った子どもは日本語しか話せない場合、親子間で意思疎通を図るのが困難になる。子どもにとって最も身近な存在である家族との会話が、ストレスfulなものになってしまう。」と指摘している。家庭や、家庭に代わる施設といった子どもの生活の場を、子どもが自分の居場所であり、自分はいても良いのだと感じることができるよう、子どもの家庭への支援、子どもと家庭の関係性への支援も不可欠である。

また、外国ルーツの子どもはその生活において、子どもとして必要な体験の機会が制限される可能性についても指摘されている。南野（2023）は、「長時間アルバイトをする、または兄弟の面倒を見ることは、自分の勉強の時間がとれない、部活や塾などにも通えない、その他友人との時間を楽しんだり、自分のやりたいことができない状況をもたらします。また、病院での通訳も、使われる言葉が非常に難しかったり、病院特有の雰囲気があったりと、それなりのストレスになります。さらに、親の病気やお金のことなど、子どもにとって知るのが辛い内容や、親に伝えづらいような内容が含まれることもあります。そうした作業を子どもが担うのは酷なことです。また、保護者面談で子どもが通訳をすることも、自分の話をその都度訳して伝えるわけで、非常にやりづらいのは十分に想像できます。」と指摘している。家庭の状況によって、子ども期に家庭を経済的に支えたり、家事や育児を担ったり、医療機関や教育機関などで家族員のコミュニケーションを支えたりすることは、子どもとして大人によって育まれる体験、学ぶ体験、友人等との人間関係をつくる体験など、子どもがその権利として保障されなければならない機会を狭めてしまう危険性が高い。こういった

状況は、貧困の再生産、高等教育からの離脱や諦めに十分につながりうる事態であり、なにより子どもの権利を擁護しているとは言えない。こういった、子どもの犠牲によって成り立っている部分について、子どもに負わせるのではなく、サービスを確実に届ける仕組みが必要である。

このように、子ども自身への負の影響に関する言及が多いものの、一方で、長棟（2019、2021）からは、在留資格に関する手続きを職員と共に体験とおしておこなったり、生活支援のなかで自国の理解や文化を学び体験するという、ルーツのある国の文化や言語、つながりなどを切り離さない支援をしたりすることによる、子どもへの良い影響についての指摘もされている。

子どもへの負の影響に関してはアセスメントの徹底とそれに基づく支援計画の作成と実行、良い影響をもたらす支援のあり方についてはさらなる実践とその共有、研究の充実が重要だと考えられる。

4) 日本への適応

日本への適応については、適応そのものの難しさと、日本への適応を求めることへの懸念の両面について指摘されている。

適応の難しさは、日本語の言語能力によるところが大きい。このため、厚生労働省（2021：150）の「中核にある主要な困難は、言葉・文化に係る困難である。言葉が通じない、相手の話の主旨を正確に理解できないといったコミュニケーション上の課題がある。こうした課題は、学習面での遅れにつながる。また、自国で身につけてきた文化・風習が周囲から異質なものと捉えられてしまう。これはアイデンティティ形成とも絡み、結果として孤立感とつながる可能性がある。またこうした課題が自己肯定感の低さへとつながっていく。」との指摘のように、言語能力の不足は、進路を含めた子どもの生活・人生に多様な影響を及ぼす危険性がある。日本生まれ、日本育ちだからといって日本語が堪能であるとは限らず、一人ひとりの子どもがどういった言語を使って生活してきたかによって、日本語能力は大きく変わる。こういった点にも留意しながら、子どもの言語能力の不足による学習の遅れによって、進路や生活・人生における選択肢が狭まることのないよう、早期からその子どもにとって適切な支援をすることが求められる。

一方で、適応については、松島（2019：30）によって「外国人の子ども」といっても、子どもと保護者の生活状況もニーズも異なる。そして、このことはもうひとつ、子どもたちの日本社会への適応を求めるものとなりかねないという危険性もはらむ。」と、一人ひとりの状況とニーズにかかわらず、適応を求めがちになることへの警鐘もなされている。社会的養護での子どもの育ち直し・育て直しを支える支援において、子どもが日本や、現在置かれている環境に適応し、安心・安全に生活することは重要である。社会的養護の子どものニーズは多様で深いため、それに応えることだけでも困難なことも多い。しかし、外国ルーツの子どもや家庭によるニーズの違いには、常に留意している必要がある。日本への適応を求めるばかりではなく、たとえば子どもが親の母国に帰国することが予測される場合、その可能性も含めて検討し、支援をつくっていくことが重要である。

逆に、容姿も言語も日本人と変わらず、外国ルーツであるという意識が子ども自身にない、あるいは薄い場合の支援についても、現状に適応していればよしとするのではなく、適切な時期に自分のルーツと向き合うことができる支援が必要であると考えられる。

5) 学力・学校

学力・学校については、前述の言語能力の不足による学力の遅れをはじめとして、就学義務のあり方の課題、中退や進学への断念と、それによる不安定就労や失業、貧困につながるリスク、特別支援教育のあり方の課題、教育に関する意識の違いなどが指摘されている。

特に、就学義務等については、小豆澤ほか（2020：5）が「小学校以降は、保護者が入学を希望すれば就学を拒否されることはないが、外国籍の子どもの教育は義務ではないため、事実、不就学の

子どもが相当数存在する。また、就学援助等の公的支援は自治体により受給資格に差異がある。」と指摘している。義務教育すら受けていない子どもが少なからず存在すること、そのことによって生じる問題の深刻さを指摘している。尾崎（2013：10-11）は、「彼らの交友関係は幅広く多様であるが、その多くが在日外国人であることを指摘している。不就学という選択は、同年代グループからの孤立にはつながらなくても、ホスト社会からの孤立を促すことにつながりかねない状況があると述べている。また、交友関係が深さを伴っていない可能性も示唆している。」と指摘し、就学していないことが子どもに及ぼす影響への懸念について述べている。また、復学したいという気持ちをもったときに学業の遅れを取り戻すことの難しさも指摘している。

ルーツのある外国と日本での教育の重要度への意識の違い、それにとともなりリスクの大きさの違いも存在する。日本では、中卒であることのデメリットは計り知れない。就職をするにも、最低限高卒であることを求められることが多く、実質高卒が義務教育のような意味合いをもつ状況となっている。しかし、子どものルーツのある外国では、就労するために日本ほど学歴を必要としない国もある。また、家族員が幼かったり、病気や障害があったり、通訳を必要とするときに、家族員の世話が就学より優先する価値観である国もある。こういった違いがあることを理解する一方で、なにより、子どもの将来を見据えてもっとも良い選択をすることができるよう、必要に応じて家庭の価値観の転換も含めた支援をしていく必要がある。

学びという側面については、日本語の学習や、日本の学校教育への適応のみに留意していれば良いというものではない。厚生労働省（2021：154）の「アイデンティティ形成という意味でも母国語について学ぶ機会の保障も重要である。そうした意味で補習の取組とそれを実際に行える機関の設置や仕組みの創設が求められる。」との指摘のように、子どもたちがルーツのある外国語について学ぶことも重要である。

6) 母国の言語・文化

日本の社会的養護にある外国ルーツの子どもに、母国の言語や文化が必要なくなるというわけではない。社会的養護における支援において、生活の遂行上、日本、施設、学校等への適応は求められるが、自分に外国ルーツがあるという認識を持っていない子どもも含め、ルーツのある外国について知り、触れ、考える支援は、本来避けて通ることはできないものである。前述のように、自分のルーツは、自分自身を形成することがらであるからである。その形成の過程において、深い葛藤を抱える可能性のあることがらでもあるため、支援者が伴走できる間に、母国に関する支援を開始することが求められる。

母国の言語・文化については、子どもがルーツのある国で身につけたことと、日本の文化や慣習などとの相違から孤立感などもつこと、子どもの文化や宗教的背景を踏まえた配慮事項などについての課題が指摘されている。日本では違和感をもたれることの多い、子どものピアスやタトゥー、宗教上の決まりによる服装や食事や習慣、日本にはない香りや食材、食事の仕方など、国や宗教、民族や文化、風習による違いは数多くある。それを否定するではなく、知らないことを理解し、尊重しようとするとりくみが、支援者には求められる。同化ではなく、共存することが、これからの社会的養護には求められる。

この意味で、長棟（2019, 2021）のように、子どものルーツのある国の文化や言語を支援者が理解し、子どもと共に楽しみながら、たとえば生活に直結する食べ物や、生活で使っているものの単語などに触れる体験をするなど、子どもが楽しいと感じることができる体験をとおして、子どもをルーツのある外国から切り離さないことや、ルーツのある外国の仲間とのかかわりを継続することが重要である。こういった、子どもが肯定的にルーツをとらえることができる実践のあり方は、今後の社会的養護における外国ルーツの子どもへの支援において重要なとりくみであると考えられる。

家庭等との交流においては、子どもの家庭や親族のみではなく、子どものルーツのある外国人コミュニティの友人・知人を含め、文化や習慣の違い、日本の福祉サービスについての情報不足などから、社会的養護の支援者が困り感を抱いたり、両者の間でのトラブルになったりすることもある。しかし、子どもにとって、ルーツのある外国の人々とのつながりが、支援者には到底なしえない効果をもたらすこともあるだろう。子どもにとって利益となるならば、ルーツのある外国の人々との交流も、支援のなかに含めていく必要がある。

子どもの家庭の中には、日本国籍の保護者による、外国籍の保護者に対するDVや、婚姻関係の継続が在留資格にかかわる外国籍の保護者を軽んじたり、侮蔑的にみるようなかわりも少なくない。こういった関係性を見て育った子どもが、外国人の保護者への反感をもつようになっても不思議はない。家庭環境から子どもが身につけた価値観や人間関係の歪みなどについても、支援者は留意して支援をおこなう必要がある。

7) 子どもの将来

子どもの将来については、差別、先入観、社会的排除に関することと、国籍や在留資格、永住や帰化の申請に必要なこと、将来の選択肢の用意など、将来を見据えた支援の必要性について指摘されている。

差別・先入観・社会的排除については、社会的養護にある期間については、地域での差別等からは表向きには守られる側面が強い。しかし、進学や措置解除など、地域との直接のかかわりが増えるにしたがって、差別等を否応なく感じる場面に遭遇する。宮島（荒牧ほか2022：20）が「外国人生徒の高校進学率は徐々にでもアップし、一部の公立や国立の大学に進む者も散見されるような段階となったが、彼らが心底で不安に思っているのは、外国人であることを理由とする直接、間接の差別が進路の壁になりはしないかということである。」と、日本の社会のなかで差別が存在することと、差別に対する恐れや感情、将来にわたる影響について述べている。また、外国ルーツの人々と出会うことが珍しくなくなった現代においても、日本には、外見や人種による固定観念が根強く残っている。松島（2019：32）も「児童養護施設退所後の自立支援は日本人の子どもであっても十分に検討すべき課題が今なおあるが、外国人の子どもの場合は、より社会的排除状態に置かれやすくなるとするならば、一層の困難を抱えるといえる。」と指摘しているように、差別等は、社会的養護から巣立ったあとの生活においても続きうる問題である。そのためには、小豆澤ほか（2020：9）が「差別やアイデンティティの問題など、子どもたちが直面する壁は、制度や法律にとどまらない。社会的養護下にある外国籍という複合的な脆弱さをもつ子どもたちの生きづらさを、少しでも軽減できるよう、各分野の専門家が児童相談所や施設と連携しながら、子どもたちを支える体制づくりが必要である。」と指摘しているように、地域ぐるみの支援体制の構築が必要である。

4. 社会的養護における外国ルーツの子どもへの支援についての課題

外国ルーツの子どもが珍しい存在ではなくなっている現在、上記7点の指摘を踏まえた支援の充実を、社会的養護は求められているといえる。その際、外国ルーツの子どもや家庭に、日本や施設への適応だけを求めるものではなく、一人ひとりの外国との繋がりや生活歴に応じた、支援者の創意工夫が求められる。支援の充実のための今後の課題は、以下の6点にまとめることができる。

1つ目は、子どもの権利擁護への意識の醸成である。子どもの権利擁護は、皆で守らなければならないことではあるが、社会的養護の支援者は特に、児童の権利に関する条約の批准国の支援者としての責任をもち、子どもの権利擁護への意識を徹底する必要がある。国や風習、宗教などによる価値観の相違は多々あるからこそ、日本において、どういったことが子どもへの権利侵害となるのかという意識を明確にもち、必要な説明と支援を提供していく必要がある。躰のあり方や虐待、生活のし辛さを抱える家族員

の世話、就学の不安定さなど、権利を保障されない状況から子どもが措置に至っている可能性を考慮に入れて支援計画をつくり、実行していくことが重要である。

2つ目は、子どもと家庭の個別性への意識の醸成である。社会的養護を必要とする理由が、子どもやその家庭によって一人ひとり異なるように、外国ルーツの子どもとその家庭の状況もそれぞれに異なっている。日本語及びルーツのある外国の言語の習得レベル、文化や風習、宗教的な背景、自分のルーツに関する気持ち、日本で暮らすに至った経緯、日本社会への適応状況、外国人コミュニティとの繋がりなどの状況など、一人ひとり異なるため、徹底したアセスメントが必要である。

3つ目は、子どもと家庭の脆弱性への意識の醸成である。自分のルーツが不明確、ルーツに葛藤があるなどの場合、子ども自身のアイデンティティや自己肯定感が不安定になるという脆弱性がある。また、日本語によるコミュニケーションの難しさがある場合、家庭の生活や経済状態、保護者の就労、子どもの就学、家族員の地域での孤立、福祉や医療サービスの受給のし辛さなど、多くの問題に派生してしまうという脆弱性がある。前述したように、措置理由に、外国ルーツであることによる影響がないのかどうかについては特に、精査しなければならない。

SNSが普及している現在、母国語でさまざまな情報を得たり、ルーツのある外国の家族、友人、知人などへ地域や国を超えて相談したりすることも容易である。しかし、それだけでこれらの問題が解決するとは言えない。その時々での正確な情報の不足や、直接支えてくれる存在がない状況は、社会的養護を必要とする子どもの環境では支援を必要とする問題が潜在化してしまう危険性があり、支えてくれる存在との関係の脆弱性は子どもの権利侵害につながり得る。外国ルーツの子どもと家庭が社会から取り残される危険性の高さと、それを予防するとりくみの必要性を意識した支援の展開が求められる。

4つ目は、子どもの現在と将来をつくる支援づくりの必要性である。前述の脆弱性は、社会的養護を巣立ったあとにもおよぶ可能性がある。つまり、脆弱性は、措置前や措置中のみではなく、措置解除後の将来の生活にもおよぶ可能性があるということを念頭に置いて、一人ひとりの子どもの人生を見据えた支援の展開と、子どもの措置解除後の人生に伴走していく支援の展開が求められる。

子どもの権利侵害が起きている、起きる可能性のあることについての支援はもちろんであるが、子どもの現在と将来のためには、安心して暮らすことのできる日々と、国籍を問わない教育の保障と基礎学力、自立に耐える学歴の獲得が必要不可欠である。そのためには、子どもはもちろんであるが、保護者への日本語教育の充実も求められる。また、学びは一定の年齢範囲だけではなく、誰もが必要な学習の機会を受けられる体制を整えていかねばならない。特別支援学級・学校が適切か否かについても、子どもに応じて適切に判断する必要がある。

社会的養護では、就学は保障されており、学力の遅れへの対応もされているものの、家庭とのコミュニケーションのし辛さを抱えることもある。また、子どもたちは措置解除後の生活で、多くの困難に出会う可能性がある。外国ルーツであること特有の困難については、措置中から予測をしながら、子どもが対応することができるよう、そして必要に応じて子どもとともに対応していくことができるよう、意識的に支えていく必要がある。

5つ目は、ルーツのある外国についての学びの継続の必要性である。外国ルーツの子どもが日本で暮らしているからといって、日本への適応ができれば良いというものではない。外国ルーツの子どもにとって、外国ルーツがあるということは、変えようのない事実である。日本生まれ、日本育ちの子どもも含め、自分の生い立ちの整理をされ、生い立ちについての悩みや葛藤に向き合うための支援を提供される必要がある。また、子どもがルーツのある外国の言語や文化、食事や仲間に出会うことのできる機会を意識的につくっていく支援も、一人ひとりのニーズに応じて提供されることが重要である。

最後は、子ども自身の視点の尊重である。日本の社会的養護における外国ルーツの子どもに関する研究は、未だ非常に少ない。子ども自身の視点を尊重した研究はさらに少ない。当事者は子ども自身であ

る。当事者である子ども自身から見た現状や課題、子ども自身の気持ちや願いを尊重した研究の充実が、今後一層望まれる。

なお、本論文は、令和5年度科学研究費助成事業 基盤研究(C) (課題番号23K01917)の「社会的養護における外国ルーツの思春期児童への自立支援に関する研究」の一部として執筆している。

文献

荒牧重人ほか(2022)外国人の子ども白書—権利・貧困・文化・国籍と共生の視点から—第2版. 明石書店.

小豆澤史絵・石川美絵子・大場 亜衣(2020)社会的養護下にある外国籍の子どもたちへの支援と課題. 社会福祉研究, 139 : 2-9.

馬場幸子(2012)米国Latino移民と社会的養護下にいるLatinoの子どもへの支援の現状と課題—日本における在日外国人への児童福祉サービス体制改善への示唆—. 子どもの虐待とネグレクト, 14(2) : 195-202.

深田章子・大矢智子(2022)日本語教育と共に始めるべき支援—急増する外国ルーツの子どもの問題を考える—. 羽衣国際大学現代社会学部研究紀要, 11 : 111-120.

花崎みさを(2000)外国籍・無国籍児の実態と課題. 世界の児童と母性, 48 : 52-54.

花崎みさを(2000)子ども・家庭・地域 外国籍・無国籍の子どもの支援方法とその課題. 月刊福祉, 14 : 88-91.

保科寧子(2020)支援に困難を感じる外国人の相談援助事例からみた生活課題調査. 保健医療福祉科学, 10 : 1-9.

法務省(2023)在留外国人統計.

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=24101212&tclass1=000001060399> (2023. 9. 29. 最終閲覧)

石井香世子・小豆澤史絵(2019)外国につながる子どもと無国籍—児童養護施設への調査結果と具体的対応例—. 明石書店.

厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(2021)児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究報告書. みずほ情報総研株式会社.

小島祥美(2021)Q&A「でわかる外国につながる子どもの就学支援—”できること”から始める実践ガイド. 明石書店.

松島京(2019)社会学からの政策研究へのアプローチ. 医療福祉政策研究, 2(1) : 27-36.

南野 奈津子(2022)外国ルーツの子ども家庭を支える(第1回)「外国ルーツの子ども家庭」とは?. 教育と医学, 70(4) : 344-351.

南野奈津子(2022)外国ルーツの子ども家庭を支える(第2回)「トランスナショナル」な生活者. 教育と医学, 70(5) : 438-445.

南野奈津子(2022)外国ルーツの子ども家庭を支える(第3回)外国ルーツの子ども家庭と格差. 教育と医学, 70(6) : 532-539.

南野奈津子(2023)外国ルーツの子ども家庭を支える(第4回)在留資格. 教育と医学, 71(1) : 46-53.

南野奈津子(2023)外国ルーツの子ども家庭を支える(第5回)外国ルーツの子どもや保護者が直面する『壁』. 教育と医学, 71(2) : 138-145.

南野奈津子(2023)外国ルーツの子ども家庭を支える(第6回)外国ルーツのヤングケアラー. 教育と医学,

- 71 (3) : 234-241.
- 南野奈津子 (2023) 外国ルーツの子ども家庭を支える(第7回)日本語支援をめぐる現状と支援の展望. 教育と医学, 71 (4) : 330-337.
- 文部科学省 (2020) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針.
https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_kouhou01-000008225_2.pdf
- 文部科学省 (2022) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (令和3年度).
https://www.mext.go.jp/content/20230113-mxt_kyokoku-000007294_2.pdf (最終閲覧日: 2023年9月29日)
- 文部科学省 (2023) 令和4年度外国人の子供の就学状況等調査.
https://www.mext.go.jp/content/20230421-mxt_kyokoku-000007294_04.pdf (最終閲覧日: 2023年9月29日)
- 長棟李奈 (2019) 現場実践レポート 児童養護施設で暮らす外国籍の子どもへの支援. 子どもと福祉, 12 : 91-94.
- 長棟李奈 (2021) 外国ルーツの子どもへの社会的養護. 教育, 905 : 24-29.
- 尾崎慶太 (2013) 児童の権利に関する条約からみた外国籍児童の要養護問題と児童相談体制の課題. 研究紀要, 14 : 7-17.
- 斉藤幸芳 (2012) 児童相談所はいまー児童福祉司からの現場報告. ミネルヴァ書房.
- 鈴木ゆみ (2016) 児童養護施設の外国にルーツのある子どものトラウマ症状に関する研究ー海外在住経験のある子どもの文化移行プロセスと主観的経験との関係に注目してー. こころと文化, 15(1) : 77-87.
- 鈴木ゆみ (2017) 児童養護施設職員の多文化パーソナリティが異文化間感受性に与える影響ー文化的コンピテンス教育プログラムへの示唆ー. 明治学院大学博士論文甲第42号.
- 田中宝紀 (2021) 海外ルーツの子ども支援ー言葉・文化・制度を超えて共生へー. 青弓社.
- 田中良幸 (2010) 児童相談所が持つべき多文化社会コーディネート機能: ソーシャルワーク実践におけるニューカマー家庭の支援事例を通して. 多言語多文化: 実践と研究, 3 : 46-67.
- 徳永智子・角田仁・海老原周子 (2023) 外国につながる若者をつくる多文化共生の未来ー協働によるエンパワメントとアドボカシーー. 明石書店.